

申請可能な申請種別

申請可能な申請種別は以下のとおりです。

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ ②～④と同時に行う再入国許可申請
- ⑦ ②～④と同時に行う資格外活動許可申請

※「外交」、「短期滞在」又は「特定活動（出国準備期間）」の在留資格を有する方又は当該在留資格への変更を希望する方は対象外です。

オンラインで申請可能な在留資格（対象範囲）

教授	本邦に所属する機関のあるすべての方
芸術	
宗教	
報道	
法律・会計業務	
医療	
教育	
介護	
文化活動	
公用	
興行	
特定技能	
研修	
経営・管理	
研究	
技術・人文知識・国際業務	
企業内転勤	
技能	
高度専門職	活動内容に該当するこの表のいずれかの在留資格において、オンラインで受付可能な対象範囲に該当する方
技能実習 (企業単独型)	すべての方
技能実習 (団体監理型)	すべての方（※団体監理型の場合、オンラインでの申請は監理団体からのみ認められます。）
留学	すべての方
家族滞在	扶養者がオンラインでの対象範囲とされている方
日本人の配偶者等	すべての方
永住者の配偶者等	
定住者	

特定活動	以下の活動内容に該当する方（注1）
	・告示1号（家事使用人（外交官等）） すべての方
	・告示2号（家事使用人（家庭事情型）） すべての方
	・告示2号の2（家事使用人（入国帯同型）） すべての方
	・告示2号の3（家事使用人（金融人材型）） すべての方
	・告示2号の4（家事使用人（特別高度人材型）） すべての方
	・告示3号（台湾日本関係協会職員及びその家族） すべての方
	・告示4号（駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族） すべての方
	・告示6号（アマチュアスポーツ選手） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示7号（アマチュアスポーツ選手の家族） 告示6号の方から扶養を受ける方
	・告示8号（国際仲裁代理） ※本邦の公私の機関との契約に基づいて行うものを除く。
	・告示9号（インターンシップ） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示10号（英国人ボランティア） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留期間更新許可申請を除く。）
	・告示12号（サマージョブ） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留期間更新許可申請を除く。）
	・告示15号（国際文化交流） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留期間更新許可申請を除く。）
	・告示16号～24号及び27号～31号等（二国間の経済連携協定（EPA）看護師・介護福祉士関係）（注3） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）
	・告示33号（高度専門職外国人の就労する配偶者）（注2） すべての方
	・告示33号の2（特別高度人材外国人の就労する配偶者）（注2） すべての方
	・告示34号（高度専門職外国人又はその配偶者の親） 高度専門職の方から扶養を受ける方
	・告示36号（特定研究等活動）（注3） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示37号（特定情報処理活動）（注3） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示38号（特定研究等活動家族滞在活動）（注4） 告示36号及び告示37号の方から扶養を受ける方
	・告示39号（特定研究等活動等の対象となる外国人研究者等の親）（注4） 告示36号の方から扶養を受ける方
	・告示42号（製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示43号（日系四世） 日系四世受入れサポーターによる支援を受ける方
	・告示44号（外国人起業家） 地方公共団体等から起業のための支援を受ける方
	・告示45号（外国人起業家の配偶者等） 告示44号の方から扶養を受ける方
	・告示46号（本邦大学卒業者（大卒特活））（注3） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示47号（本邦大学卒業者の配偶者等）（注4） 告示46号の方から扶養を受ける方
	・告示50号（スキーインストラクター） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示51号（未来創造人材外国人） すべての方
	・告示52号（未来創造人材外国人の配偶者等） 告示51号の方から扶養を受ける方
	・国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の4第1項に規定する特定家事支援活動 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の5第1項に規定する特定農業支援活動 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・「家族滞在」の在留資格をもって在留し、高等学校卒業後に日本での就労を希望する者 ※「家族滞在」以外の在留資格で在留している者で、「家族滞在」の在留資格該当性がある者を含む（「留学」等）
	・継続就職活動（大学・短期大学・専門学校（専門士）・大学院）
	・継続就職活動の配偶者又は子
	・大学又は専門学校の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する者
	・大学又は専門学校の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する者の配偶者又は子
	・本邦の大学等を卒業して起業活動を行うことを希望する者
	・本邦の大学等を卒業して起業活動を行うことを希望する者の配偶者又は子
	・「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について
	すべての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）

外交	対象外
短期滞在	対象外
<p>(注1) 表にある活動内容以外の特定活動への変更は受け付けられません。対象外の申請の場合、申請の取り下げ等を行っていただく必要があります。</p> <p>(注2) 告示33号及び告示33号の2については、在留申請オンラインシステムの「申込」画面において、申請人の就労活動に応じた在留資格を選択してください。</p> <p>(注3) 告示36号、告示37号及び告示46号については、「申込」画面において、告示等の内容も含めて該当する在留資格を選択してください。</p> <p>(注4) 告示38号、告示39号、告示47号及びEPA家族については、「申込」画面において、「家族滞在(以下略)」の在留資格を選択してください。</p>	
(留意事項)	
<p>①在留資格変更許可申請を行う場合、在留申請オンラインシステムの「申込」画面では、「希望する在留資格」を選択してください(現に有している在留資格は選択しないでください。)</p> <p>②提出資料のファイルがオンラインシステム上に添付できる容量を超える場合には、資料の添付漏れではないことがわかるよう、「添付資料に係る申告書(参考様式9)」を添付してください。</p> <p>③郵送等にて提出する場合は、いずれの場合も、申請受付番号(申請の翌日に送信されるメールに記載されています。)に応じて、提出してください。提出先については、下記「添付資料 郵送・提出先一覧」を参照願います。</p>	
<p>・提出先 : 添付資料 郵送・窓口提出先一覧 をご覧ください。</p> <p>・各種様式 : 在留申請オンラインシステムの利用に関する各種様式 をご覧ください。</p>	